

平成 23 年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成 24 年 3 月 22 日 (木)

午前 10 時 00 分

中央図書館 2 階 講堂

- 事務局 本日は、お忙しいところお集まり頂き誠にありがとうございます。
ただ今から図書館協議会(臨時)を開催いたします。
10名の委員さんのうち現在7名のご出席を頂いておりますので「苫小牧市立図書館
規則第17条第4項」により開催が成立しております。
はじめに、館長よりご挨拶申し上げます。
- 館 長 <挨拶>
- 事務局 それでは、議案に沿って「1 指定管理者制度導入について」、ワーキンググループからの
報告に入らせていただきますが、これより会長の進行によりお願いしたいと存じます。
会長よろしくお願い致します。
- 議 長 委員の皆様、大変ご苦勞様です。前回の図書館協議会の際に全員で調べたり、何なり
は難しいので、私たちの中で課題を整理していくワーキンググループを作って、そこで
進めて行きましょうというお話しをしたかと思えます。まず、中央図書館がどういうふう
にあるべきかということを中心に、ワーキンググループで話しながら見えてきたことにつ
いて、今日は発表したいと思っています。今日が 23 年度の最後の協議会ではありますけ
れども、今日この時点で何かを決めなければならないということではありませんので、あ
くまでも前回確認しましたワーキンググループの活動について私達がまとめてきたもの
を委員の皆さんに、今日はこんなふうにまとめてありますというお話を聞いていただき
たいと思っています。それで、ワーキンググループ報告という資料があるかと思うん
ですが、表紙にありますように、去年の暮れから 4 回に渡り私達が集まって色々話をし
てきました。私が一度、体調を崩して休んだことがあるんですけれども、あとの 3 回は全
て 4 人集まって話をしております。タイトルには苫小牧市立中央図書館 理想の図書館像
というふうに書いていますけれども、それを中心に話しながら、ところどころ外の課題な
んかも出てくるかもしれません。私の方から最初まとめた 1 枚目ですね、表紙の裏の
頁についてお話ししますけれども、そのあと各委員さんの方から 1 番、2 番、3 番少
し詳しくお話をしてもらいます。質問とかを含めて、小 1 時間くらいかなと思いますので
よろしくお願い致します。

表紙を捲っていただいて、市立図書館理想の図書館像ですけれども、話の出発点は
今、現在の中央図書館がこのままが一番良いんだということが出発点ではありませ
ん。今の状況も含めて、こうあるべきだ、こうあってほしい苫小牧の図書館と、そのように
話をしています。そこで、一般的に図書館は本を借りるところだと言うふう考えられて

いまして、多くの市民はもしかしたらそういう認識なのかもしれない。ですが、その本を貸し出すだけが図書館の役割りではないのではないかと。そのところで私達が理想の図書館像といことで話し合った部分として…。

<以下、資料 P1 の内容を説明>

要旨

○苫小牧市立中央図書館は苫小牧の教育・学習・文化の拠点

- ・情報の拠点としての図書館
- ・読書活動の拠点としての図書館
- ・市民生活の拠点としての図書館

○課題

- ・市民の足をどのように図書館に向かわせるか
- ・図書館は本を貸すだけの場所ではないということを市民にどのように広めるか
- ・市民にレファレンスをどのように普及、活用させるか
- ・いつ、だれが来ても安心して質問できる図書館にするにはどうするか
- ・高い専門性が求められる職員の養成、維持をどのように図るか
- ・なかなか図書館に行くことのできない人々にどのように活用してもらうか
- ・選書の理念や基準をどのように継承していくか

このような課題を解決していきながら、中央図書館がこのようにあつて欲しいということをして1 ページ目では大雑把に書きました。その後、3 人の委員の方からお話をいただきますけれども、1 番、2 番、3 番という括りではありませんので、それぞれの立場や専門性を生かした部分で中央図書館がどうあるべきかをいろんな角度から少し掘り下げて話をこれからしていきます。3 番まで各委員からの話が全て終って疑問点その他ありましたら、お話を伺いたいと思っています。

それでは、1 番の「理想の図書館像とは」からお願い致します。

委員

はい、会長からお話がありました前提を受けて、理想の図書館とはというのを、もうちょっと具体的に全国で色んな都市にある図書館はずいぶん特色があつて、それぞれ街づくりだとか、郷土を大切にしている図書館があつたり色んな図書館があるんだということを知ることからはじめようと思ひました。

<以下、資料 P2～P5 の内容を説明>

要旨

○これからの図書館の役割はさらに大きくなる

- ・公立図書館の厳しい現状
- ・潤沢な資料費の確保が難しい
- ・これからの図書館は限られた資料への付加価値を付け→広範な利用者への情報発信→多くの利用へと転換することにある。

- 「多様な図書館サービス現場からのルポルタージュ」2008年に明治大学が制作したビデオの一部から、いろいろな図書館の具体例紹介
 - ・滋賀県愛荘町愛知川図書館(まちづくり施設)
 - ・鳥取県立図書館(ビジネス支援サービス)
 - ・静岡市立御幸町図書館(ビジネス支援)
 - ・佐賀県伊万里市民図書館(郷土、レファレンス)
 - * ビジネス支援サービスに力を入れてる図書館が多いのが印象に残る
- 図書館に来館できない人のために、どんなサービスができるのか？
 - ・浦安図書館(医療サービス)
 - ・鳥取県立図書館(出前図書館)
- 苫小牧は何を選択し、どういう特色があるのか
 - ・こどもの読書活動、学校支援の中核施設である。
 - ・社会教育としての位置づけ。生涯学習のための中核施設である。
 - ・読書の中からコミュニティーへ。利用するだけでなく、参加する場へ。協働・連携をスムーズに。読書活動の普及・啓発。読書相談
 - ・マチの郷土資料、行政資料の収集・保管・管理、分析活用。未来へ活かす取り組み
- 図書館運営の理想
 - ・図書館は社会教育機関である。
 - ・一貫した方針の元、安定した運営が長期にわたって継続される。
 - ・人事構成、後継者育成
- サービスの発展性の確保 文化、情報発信の拠点。行政情報の発信
 - ・具体例
 - * 図書館の案内人を設ける
 - * パソコンを置いて作業のできる閲覧室
 - * マチの情報拠点

最後に、鳥取県立図書館の方がおっしゃっていましたが、色んな図書館があって、しかも行政的には非常に厳しい情勢だと言うのは全国的に見られる傾向ですが、地域で生きていく独自の道を探す、苫小牧市としては何を選択し、どういう理想を持ってやるのかというのを、きちんと話し合っ、その中で選択していく道筋をつける必要があるのではないか。そういう点では今回指定管理者の問題が今、現実起きていますけれども、我々市民も考える場所をもらったということで、今苫小牧市にとって私達にとってどういう図書館を求めているのかなというのをきちんと話し合っ、その中で目的ですね、それからどういうテーマを持っていくのかを考える手がかりにしていく時期なんだと感じました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。図書館が無料貸本屋ではないんだということで、こんなこともやっている図書館もあるんだよということで実例で見させていただきました。別に苫小牧でビジネス支援をしようということではありませんよ。そういうことをやっている図書館もあ

るんだという事で、おそらく多くの方は図書館でこういうことも出来るのか、やっているのかということですよ。図書館の中身と言うのが幅が広く考えられるのではないかと思います。そして、そういう例もあるし、じゃ苫小牧ではどういうところを伸ばしていくとか追求していくというところが一番大事な部分ではあるんですよ。それが、図書館として出来るのであれば、その運営母体が市であろうが指定管理者であろうが、それができれば、それが理想なんですよ。そういう図書館の幅広い可能性というか、そのあたりを知っていただきながら苫小牧はどのような路線で行くのが良いのかなというところもこれから考える必要があるというお話でした。次にそれを実現するための図書館の母体というものが、どんな母体であっても、それが実現できれば良いわけですが、実際に全国・全道そういう視点で報告してもらいます。

委員

それでは、私の方から指定管理者の実態についてと申すこととお話をさせていただきたいと思っております。図書館の指定管理者の問題の前に、苫小牧市の外部施設もかなり指定管理者や民間委託も進んでおりまして、特にコミュニティセンターについても指定管理者で運用されていますし、今年には総合体育館も指定管理者になりますし、第一学校給食調理場についても今年4月から民間委託になるという状況でございます。また、私が勤めている上下水道部においても浄水場2箇所、下水処理センター3箇所あるわけなんですけれども、そのうち下水処理センター2箇所が民間委託になっておりますし、1箇所は来年に向けて民間委託を検討している最中で、特に下水処理センターにつきましては、全道でも札幌と苫小牧ぐらいが直営であとはほぼ民間委託が進んでいる状況になっています。ただ、浄水場につきましては、委託の傾向にあるんですけれども、この水の供給は生活をする上で絶対必要不可欠であることから、なかなか進んでいないというのが、今の状況ではないかと思っております。それを踏まえまして図書館はどのような状況になっているのか、と申すことでございます。

<以下、資料 P6～P7の内容を説明>

要旨

- 全国の図書館数
 - ・全国、北海道の状況
- 指定管理者制度の導入数
 - ・全国、北海道の状況
 - ・千歳市・釧路市・留萌市・大空町・栗山町・ニセコ町・中標津町
- 指定管理者を検討したが導入を断念した図書館
 - ・静岡市
 - ・北海道芽室町
- 指定管理者から直営に戻した図書館
 - ・長野県飯島町
 - ・香川県善通寺市
 - ・島根県安来市
 - ・福岡市小郡市
 - ・出雲市
 - ・佐賀県佐賀市

○図書館の管理運営にかかわる公式見解

『文部科学大臣/2008年6月3日参議院文教科学委員会(図書館法改正)答弁』

『日本図書館協会/2010年2月北海道教育委員会に対する意見書』

『総務大臣/2011年1月5日年頭の記者会見』

○大阪市箕面市図書館協議会が出した意見書

「箕面市立図書館における市民のための図書館の在り方と指定管理者制度の導入について(意見書)」平成18年(2006年)5月

以上が全国的な傾向としての委託されている図書館の内容でございますけれども、ただ、調べて分かりますとおり273図書館の中で多くがその都市の分館を委託しているところが多くて、中央図書館を委託するということになれば、この273館から、さらに少なくなると思います。こうした現状を見ますと多くの自治体が委託によるメリットとしてあげている、効率性やコスト面での効果が発揮されていない、そして図書館そのもののあり方がそれらが一因であると思われまして、収益の増大に繋がる事業のきわめて少ない、図書館司書などの専門的な職員の確保、そして継続的な事業の対応、行政と業者の関係である教育委員会との連携など、こういうことがやはり大きな進んでいない民間委託の進んでいない、または戻した理由になっているのではないかと考えております。私の方から以上が実態でございますけれども、私も図書館協議会に長くこの場に居るわけでございますけれども、この間、この図書館協議会でこうした苦小牧市の図書館像をどうすべきだったのか、という協議がされてこなかったこと、これは自分でも反省だと思っておりますし、今回こういうことでいろんな図書館がこうあるべきだということに関して言えば非常にいい機会ではなかったのかなと考えております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。苦小牧の図書館には分館という形はないですね。コミセンなんかは分館という扱いではないですよ。各コミセンには図書コーナーがあって、図書コーナーのほうは、既にコミセンとして指定管理者になっている。ということですね。それでは、最後に総合的な視点でお話を戴きたいと思っております。

委員 私、個人としては以前にも申し上げたように1998年にこの図書館が新しく出来るに際して既に意見を申し述べたことがあります。今、改めて指定管理者制度がここに出てまいりましたものですから、図書館というのがどう行政の中で位置づけられているのか、まずそこから考え直して行きたいと思っております。

<以下、資料 P8～P10 の内容を説明>

要旨

○文部科学省生涯学習審議会(図書館のあり方)

・公立図書館の設置及び運営に関する基準(報告)

・図書館サービスの水準の維持、向上を図る

○生涯学習の振興を図る上で住民の身近にあって、人々の学習を支援する極め

て重要な社会教育施設

- 苫小牧の図書館は、今、重大な岐路に差しかかっている。これまでの図書館が市民に対して行ってきたサービスに対して、十分な検討も経ないままに指定管理者制度の導入が提言されている
- 制度の導入によって、どこまで実効を持ってこれまで以上のサービスが維持されていくのだろうか。
- 二十一世紀の図書館
 - ・図書館は今や紙媒体からマルチメディアの資料を利用する時代へと変化している
 - ・来るべき高度情報通信社会に対する方針を示し、電子化された情報に対する住民のニーズに対して、適切に対応していくことが求められる
 - ・図書館における市民の情報活用能力の育成
- 地域情報拠点としての図書館
 - ・情報の集積、提供、発信
 - ・地域からの情報発信の機能をも加えた教育施設
 - ・所蔵する資料は、時代の変化と技術の発展によってさまざまな媒体に及び、それらに習熟した専門職が必要であり、図書館における専門的職員の重要性は高まる
- 専門職員の育成の重要性
 - ・市民の学習の手助けをする専門的職員のいる機関、知識と経験の蓄積
 - ・専門性の重視と活用
 - ・有能な司書の育成とが、現在の図書館において急務
- 読書と高齢化社会
- 図書館と行政
 - ・行政による未来への流れを見据えた図書館の活用と専門的職員の養成
 - ・教育機関である図書館の専門的職員の育成に

教育機関である図書館の専門的職員の育成にも十年単位の継続的育成計画が必要である。市民のための図書館になるには、行政の政策レベルにおいて教育的視点に立った対策が必要なのである。図書館をつかさどる教育委員会は、そうした観点に立って図書館行政を計画的に運営する責務があると私は思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。全部で小一時間ほどになってしまいました。委員の皆さんに伝えたいことや思いのこもったお話だったと思います。それで、全体を通してご質問やご意見、ご感想なんかを10～15分ほどお時間頂いてお聞かせいただきたいと思っているんですけども。なんか、ご質問あれば先にお聞きしたいと思いますが。特にありませんか。それでは、お一人ずつ感想なり、ご意見なり少し絞った話でも結構ですし。

委員 私からは、皆さんがお忙しい中、大変分かりやすい資料をまとめていただいたことに大変ありがとうございます。内容などにつきましては、私個人の思いと大変似ていると言いましょか、大変同意できる内容になっているなど思っております。協議会の意見のまとめが行政側にどのような形で影響を及ぼすのか、分からない部分があるんですけども、是非是非この議論の方向性を踏まえて検討していただければなど思っています。

議長 はい、ありがとうございます、委員のお考えのあり方、イメージと近い話を聞けたということでもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、つづきましてお願い致します。

委員 私も、同じように変わらないんですけども、苫小牧の図書館の現状を分かりやすく素晴らしい説明をいただいて、感銘しております。ですが、これをどうやって行政側へ持っていくか、苫小牧の図書館をどういうふうに、いっぺんには出来るわけではないでしょうから、これからの10年、20年先の図書館と言うものを、先ほども紙から電子の方へというお話もわかるような気がします、インターネットの時代になっていますしね、それをどんな風に少しでも現状は現状ですけども、どうやって行政と関わりを持って、指定管理制度を進めているようですけども、どんな感じで維持していくのかちょっと分かるようで分からなかった。そんな感じです。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、最後ですがよろしくお願ひ致します。

委員 先ほど、ビデオ見せて頂いたときに、レファレンスの方たちの、なんていうのかこういうのがレファレンスなんだというのが、パン屋さんの事一つにしてもあそこまで、知識がある中で調べてくださるといふ、そうやって一般の方たちはああゆう風にお仕事をされるんじゃないにしても、単純にただ漠然と聞きたいというために図書館に行ったときに何処まで皆さんが相談できる場所があるのかなということ、本当に一般人は分かっていないんだらうなと思うんです。ここの苫小牧の図書館にしても返却と言うかそういう窓口と言う感覚ではあるんですけども、相談となると、いざとなると何処まで皆さんが利用されているのかと思ったときに、こういう現状を今説明していただいたので、手に取るように理解できた部分があるんですけど、それを一般人の方にどこまで図書館がアピールできるのか、指定管理者になってもならなくても、そういうことが一番大事なことであるということはみなさんがわかってらっしゃると思うので、現実には導入しても長くて4年で戻っているのも現状でもあるし、やはり、もちろん指定管理になると利益のことも考えなくてはいけないというのが一番図書館とは遠い話なのかなというので戻ってしまったのかなとも思いますが。私達利用者にとっては電子化になっても、何になっても一番すぐにちょっと寄ってみようかなという気持ちになってももらえるような図

書館にさせていただきたいなというのがお話を聞いた中で益々感じたことです。

議長 はい、ありがとうございます。今日一番私が恐れていると言うか、心配していたのは、今委員のお話を聞いた上で、苫小牧の図書館はそこまでやらなくても良いんじゃないのかという、そういうご意見が出るのがとても心配で、市民はそこまでは求めていないんじゃないのか、私たち自身の幅広い可能性というものを理解できたということも確かにあったわけで、それを今、現在の中央図書館がどこまで成されているかということも含めて、もっともっと幅広い可能性を苫小牧の図書館には求めて行きたいなと思うんですよね。そういう部分で3人の委員の方の感想を聞いていると、そういう部分では思いは一致しているのかなと思って聞いておりました。本を貸すだけの図書館ではなく、もっと幅広く情報の拠点であり、活動する場所であり、いろんな方が図書館に来て何かを得て行ける場所であり、そういうものを図書館に期待して行きたいなというところは、今日確認できるかなと思います。それで今後苫小牧の図書館で具体的にこういう部分を詰めていったらいいのではないかというあたりも、これからの話の中では詰めていければと思うんですが、DVDではビジネス支援というお話が出ておりましたけれども、苫小牧ではどういう支援がニーズとしてはあるのかなとか、必要なのかなとか、子どもの読書活動それから、高齢者の読書とかというあたりは少し出てきていますが、ほかにはどうなのかなというあたりは、また少し考えていく必要があるのかなと思っています。どんどん専門の幅広い図書館の中身につれて職員の、専門性が高くなっていかなければならないというあたりも、前から話題になっていたのですけれども、より鮮明になってくると思うんですよね。誰でも出来る事じゃないことが実は沢山あるということですよね。本の貸し借りだけなら、ただ、ピピピですけれども、そういうのは、本当にごく一部のサービスに過ぎないという事ですよね。そうゆうところが分かってきたように感じます。あと、なんかこれから深めていったら良いんじゃないかとか、少し調査していったら良いんじゃないかとか、ご意見をお持ちの方がおられれば。

委員 今日の資料の中に、市議会の質問とその答えが書いてあるんですが、図書館の指定管理者制度について、社会教育部長ですかね二つ答えて、館長さんも一つ答えていらっしゃるようですが、基本的にこの推進は社会教育部長にあるとみなしてよろしんでしょうか。

議長 その部分だけはどうですかね。

館長 それぞれ、行政組織の中で担当部局が分かれています。こういう議会での答弁は誰がするのは調整します。図書館に関する主務部長はスポーツ生涯学習部長で間違いありません。

委員 というのは、先ほどからの報告の流れを考えますと、どうやら中心は図書館の協議会と図書館のあり方を決めるのは図書館ではなく行政の方のそこそこのメンバーでないと出来ないんじゃないかと。もし、そーだとすると私どもの協議会は、やはり一度、部長

または教育長あたりと図書館行政について意見交換をしておかないといけないんじゃないかと思うんですが如何でしょうか。

委員 会長が作って下さった資料の一番下にある選書の理念や基本をどのように継承していくか、その具体的な話を行政の方からお聞きしたいなと思います。

議長 今までの図書館協議会の話し合いの中には、最初の委嘱状の交付の時には教育長もいらっしゃって、こういう話題の中に図書館の方以外の方が入って私達の話の聞いたり何かお答えいただくとか、お話を頂くことがなかったわけですね。今年は、平成23年度はこの指定管理者制度導入についての最初の1年目という私の中ではそういう位置づけですので、今後、大詰めを迎えます平成24年度の中ではやはり出来るだけ早い段階で、図書館職員でない部長なり教育長なりの方にもご出席いただいてお話を、どういう風にお考えかというあたりも聞いていく必要がありますね。はい、どうぞ。

委員 この部長答弁の中に、いわゆる策定されている行革プランの中に載っているからやるんだというようなことを言っていますが、やっぱり一つ欠けているのは中央図書館がどうあるべきなのかということが、行革プランの中で話をされて載ったのかどうかということが、ぼくは欠如されているように私は感じているんですけれども。それと、この答弁の中にも一つ一つ市民の理解を得るために丁寧に課題を整理していくということが、何を指しているのか。今委員の方もおっしゃったそのへんも私達に説明する責任があると思うんですが。

議長 そおーですね。この部分は今まで話題にはなっていませんよね。

委員 どうも行革プランがあるからやるんだという答弁にしか聞こえないんですよね。行革プランを策定するときに図書館をどうすべきなのかという議論をして、じゃ～図書館を指定管理者にするという、行革プランに載せようということがあったのかどうか。そこが問題じゃないかと思います。

議長 本当は、今の部分に関して言えばもっと早い時期にお話を聞きたいところですね。それは、今戻れませんから。24年度の最初の時には是非お越しいただいて、説明を伺うというところは、課題として要望していきたいと思います。その外にはどうでしょうか。今後進めていく中で。先ほど言いましたように1ページにあるような、図書館の理想の姿ということで、その情報の拠点、読書活動の拠点、市民生活の拠点というところは、私たちの中で確認できると思うんですけれども、苫小牧の図書館として今後、どの部分を掘り下げていけるか、市民にニーズがあるのかっていう部分ですね、そういう部分は今後、細かく話をしていく必要があるかなと思います。それで、そういう部分の話もワークキンググループのほうで少し話を深めていって、先ほどの子どもたちそれから高齢者、という部分そのほかにどういう部分が必要かというあたりを一度

ちょっと話をしていけたらなというふうに思っております。

はい。それでは、この後図書館の方から、先ほどの議会の答弁経過のこととか、条例のこととかというお話があります。課題整理についての話もあります。その話を伺ってそのお話に対する質疑を行って、最後に何かご意見があれば、伺って今日は終わりにしたいと思いますので。

館長 お時間はよろしいでしょうか。

議長 みなさん、もうちょっとよろしいでしょうか。

館長 すこし、時間がたっていますが、皆さんが高い意識の中で一生懸命取り組んでいただき素晴らしい提案をいただきました。今、何点かお話をいただきましたが、何点か少し誤解を招いてしまっているのかなと感じました。一つは行革関係に載っているからやるんだということではなく、行革プランは今まで議会においても説明をさせていただいております。ご指摘の通り順番が違うというご指摘につきましては、昨年私が着任後、そのことにつきましては、皆様にお詫びを申し上げ、それは認めております。しかし、過去の経緯の中でそういうことを踏まえて行革プランが策定されている。議会の質問については、26年度までプランの中で策定されているスケジュールどおり進むということで良いんだなという質問に対する答弁ですので、誤解をいただかないように、お願いしたいと思っております。行革プランのあり方がどうのこうのという問題は別かと思えます。確かにご指摘の通り、そのプランの内容がどうのこうのという問題はあるかと思えますが、そのことについては審議会なりに諮っておりますし、評価も続いております。そういうことで進めておりますのでご理解を戴きたいという答弁をさせていただいております。それから、さきほど委員のほうから職員の採用についてお話がありましたけれども、過去は分かりませんが、図書館で採用するという経緯はなかったと思えます。あくまでも苫小牧市職員として採用しており、それが前提にあります。それが良いか悪いかは、また別の問題です。たしかに皆さんおっしゃる通り図書館をよりいいものとして専門性豊かな運営をするうえで、そういった専門性の職員を必要な人数だけ採用すれば、という考え方は間違えではないと思えますが、過去において専門職として図書館で採用した職員はおりません。それから、利益、利潤というものが指定管理者と結びついていないだろうか、ちょっと気になりました。指定管理者が民間でやることによって、公共施設を利用し民間事業者が収益を上げるということについて、要素としてはあるかと思えます。当然運営経費に充当すべき自主的事業によって収益をあげるということは側面的にはあると思えますが、本来の目的とは違うかなと考えています。したがって、逆に考えますと図書館は収益を上げられないことは最初から分かっているわけですから、それに見合う経費というものを当然、行政が責任をもって手当てをするということになります。当然、色んな部分で収益を生むということであれば、基準管理費あるいは、そういう収入を見込んだ中で計算をしていって、その負担割合、責任割合などはあるかと思えますが、図書館は最初から収益が上がらないということは明らかであり、従いまして、その部分で懸念されなくても、その部分を行政

が責任を持つということは当然のことと考えています。そこら辺も踏まえてご理解を戴きたいと思います。何れに致しましても、今ほど聞かせていただきました内容について、私どもが前の会議の中で説明をさせていただきましたように丁寧な課題整理を進めてきております。課題整理の意味をというご質問がありましたが、ただ、指定管理者制度を入れれば良いということだけではなく、事務的な部分だけではなく、この施設の運営にあたり、利用者がいかに利用しやすいものとするために、そういったことも一つ一つ整理しております。こういった整理には既に導入されています施設よりも細かな整理を進め、当然行政内部の中でも様々な部分もありますが、一つ一つつぶしております。今の段階でこれはこうだということが見えていないんですが、はっきり申し上げられるのは、行政の責任として、一つ全てを丸投げするといいますか、指定管理者制度を入れたことにより、教育・行政機関ともまるっきり任せるといことではありません。あくまでも、読書推進活動を担う行政組織が必要だろうと思っております。基本的に民間と官との枠組みを越えた中での運営というのも可能だろうと思っております。皆さんがお考えになったり、従来の情報として流されている指定管理制度そのものが、イコール図書館への導入にはならないんだらうと考えています。これは決定ではありません。本来ならこの場できちっとしたことを説明出来ればいいんですが、確定はしていませんので、具体的なものは、どこかの時点でお示しをしたいという風に考えています。あくまでも、図書館の職員が全くなくなる、担当職員が全くなくなる、そういったことはないんだらうと。じゃその組織が何処にどういうふうになるんだらうということは、今の段階ではちょっと申し上げられません。しかし、行政の責任として読書推進活動を担う組織が必要だろうと、当然そこには、蔵書あるいは、施設運営だとか様々なことが出て来ると思いますが、そういった組織がどこかの時点で必要になるんだらうと考えていますので、このへんは、今後詰めていく事になる部分もありますので、ご理解を賜りたいと思っております。先ほどから伺っていた報告につきましては多くの点で一致している点が多いと思います。教育施設、社会教育施設というお話がありました。この問題については私どもなんら疑問を感じておりません。教育基本法だとか社会教育法だとか、図書館法などの教育行政体系の中にあります。現在、都道府県レベル等の中において公共施設などの所管替えなどが検討されております。こういったことがあったとしても、現状の法体系の中で教育施設という性格が失われるものではないんだらうと、私の中にはあります。市民の期待に応える事が皆さんのご意見の中にもありましたが、同じように市民の求める書籍資料の貸出に主眼が置かれてしまったのではないかと、こういったことが、市民の中に同様のイメージを与えてしまったのではないかと。こういった多くの反省を踏まえながら受止めさせていただきました。それから、責任という中に蔵書の扱いなどがあるかと思えます。ただ、公共図書館として経営資源が限定される中で、全ての利用者の満足度を満たすことは中々難しいものがあります。ニーズに応え切れないことで図書館の充実度の判断については、皆さんのご理解をいただかなければと思っております。無料貸本屋のイメージについては、我々にも大きな責任があるんだらうなと考えています。こうしたことを踏まえながら、皆さんのおっしゃったように先ほどのビデオにもありました。なんら異論を

唱えるものではありません。地域、社会活動を視野に入れ市民生活は基より産業や文化、スポーツ、時には来苦された方々に対しても苦小牧という街をPRあるいは、伝えること、期待に応えることが必要と感じております。これらは、私どもだけではなく、市民や企業・団体などを含めた協力の中で資料の整備が必要だろうと考えております。それから、先ほどからいつもお話いただくことなんですけれども、専門性の確保ということについては、図書館における司書の必要性というものが、言うまでも無く必要だと、それは当たり前のように考えております。しかし、その司書の充足をもって専門性を問うということがどういうことなのか、私自身疑問を感じる場所があります。もう少し勉強したいと思っています。確かに、今おっしゃったように、ビデオでもありました。そういった総合的に専門的な部分として充足するためには、そこに、例えば児童書であれば、幼稚園の先生や保育士さんあるいは、医療や介護のそういった専門分野の方々がいても良いのではないかと。それは資格云々ではなく、図書館としてはそういった経験を生かしながら資料を基点とし、市民の期待に応えるというのもあつても良いのではないかと。司書だけを持って専門性を問うのではなく、そういった方々の専門性も生かした総合的な専門性も必要ではないかと。というふうに考えております。先ほどからありますように当然PR活動などにおいても同じ考えを持っています。当然システム開発や財務などこういった部分においても、ある程度全体的な判断、全体的な考え方、全体的な見方が出来るそういった中での専門性を有した職員が必要なんだろうというふうに考えています。様々な社会環境の中で専門分野の職員が混在して総合的な機能の充実を図る必要があるんだろうと考えています。こちらへんは皆さんのおっしゃるとおり十分認識をしています。こういった事が出来るかどうかということは、今の現状の行政の中では非常に難しい部分もあるんだろうと感じます。そういったことについて私どもは整理をしているところでございます。学校教育の部分におきましては、学校教育現場が第一優先されるべきだと私は考えています。図書館はあくまでも学校教育を側面的に支援していきたいと考えています。これは、第一線の教員の方々がご苦労されている状況を我々は側面的に支援していくことを考えていかなければならない。それから、蓄積と行政資料・郷土資料というお話もあつたかと思いますが、これもみなさんのおっしゃるとおり大変必要な部分だと思っております。これにつきまして、現在は様々な団体や企業・事業所の協力を得ております。そういったことの中で図書館がPR・提供し活用いただく取組みを皆さんのご協力いただきながら行っています。これらは、図書館の司書よりも街のことを知っておられる市民の方々や関係する方々が非常に多いと判断しております。したがって、仮に仮に運営者が誰になったとしても、資料の大切さというものは、皆さんにはご理解いただけるものだと。その前提に則って、一緒にご理解ご協力を頂きながら整理していかなければならない。当然、教育委員会、行政としても大変大事なことと思っておりますから、ある程度明確なものを整理する必要があるだろうと思っております。あと、後継者の育成とか、研修機会という部分もありましたけれども、従来行われてきた研修の実施主体がある程度、公的な機関が多かったという部分で画一的な部分も拭えないのではないかと。昨今の情報を聞きますと、民間で行われる研修制度の内容整備が進んでいる。そのことは、その事業所なり民間主体の責任が問われる分野でもありますし、大事なことかと感じ

ています。色々申し上げましたが、具体性に欠けるということについては、ご容赦いただきたいと思っております。本来であれば、時間があれば、もう少し具体的にお話をしたいと思ったんですが、あくまでも、指定管理者制度導入ということが、いわゆる巷でハヤリ的に流行的に取られている部分もあり、行政の責任もあるかもしれません。しかし、それは現実の中で運営を行うという、先ほども申し上げましたように利益だとか、安上がりの制度だとか、そう言ったことについては、一切排除しております。その中で丁寧に取組んでいるということをご理解をいただきたいと思っております。また、改めて個々の項目別に文書でもって提示しながら説明をさせていただく必要があると思っております。繰り返しお話をさせていただきます。あくまでも、当然「お前達の努力不足があるだろう」と厳しいご指摘やご批判を受止め反省をしております。反省した上で、現実的にこれから苫小牧の図書館がどうすることが一番望ましいのか、あくまでも理論などはわかります。おっしゃっていることはその通りだと思います。しかし、現実的な運営が可能な方法について、今後皆さんにお話をさせていただきたいと考えておりますのでご理解をお願い致します。この辺は改めて説明をさせていただきます。

それから、先ほど条例改正のお話がありました。地方分権一括法という法律が成立し、条例改正で従来の図書館協議会の委員の任命にあたって、選任にあたっては図書館法の基準に則ってお願いして参ったという経緯がございます。それが、地方分権一括法によりまして、図書館条例の中に含めなさいというように変わりました。そのことから、示された内容を参酌し、ここにありますように図書館条例の第5条2項として、図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、任命するという条項を従来どおりの基準を条例に移し変えさせていただいております。なお本件についてはパブリックコメントをさせていただきながら、市民のご意見を伺ったのですが、中にこの選任について一般市民からの公募を入れるべきではないか。委員の半数以上を一般市民から公募すべきではないかとのご意見がありました。そのご意見につきましては、検討の結果、一般公募につきましては図書館条例だけではなく、市民参加条例の中で謳われており、公募云々については問題が無いものと考えており、これらを整理した中で条例を改正させていただいておりますので、ご報告をさせていただきます。最後に、職務区分表の2011年版を配布させていただいております。2003年版、そう言ったもので資料としてお渡ししているかと思っておりますけれども、2011年版で項目など一部変更になっております。情報として東京にあります図書館問題研究会の委員長に依頼をしまして、苫小牧の状況もお話した中でこの資料も頂いております。総括的業務、奉仕的業務、資料組織化業務など総体で300以上の項目が示されています。こういった業務があり、従前の区分表に比べ多少の入れ替えはあったものの、大きな変更はございません。あと、一点部長、教育長等との意見交換、同席、出席についてのお話がありました。ご意見の趣旨はわかりますし、そういった機会も設けなければならないものと思っておりますが、今作業を進めていく中で皆さんのご意見は部長なり、教育長に上げております。議事録も渡しております。現状の中ではそういったことで、考え方も進め方も伝えておりますので、いずれにしても早い時期に

部長なり、教育長なりの出席は考えております。ただ、ご理解いただきたいのは、行政という組織の流れがあります。地方公務員法なり財政、会計においてそれぞれ制度、システムがががありますので、そういう枠組みがありますので、これに何を言われても申し訳ありませんが、そういった流れの中で先ほどの議会答弁の話もしましたけれども、そういう枠組みの中で動くことが原則になっておりますのでご理解を戴きたいと思えます。以上お時間をいただきありがとうございました。よろしく願い致します。

議 長 はい、ちょっと時間も…。ご質問があれば…。

委 員 先ほどの条例改正は、議会で行ったんですね。

館 長 はい。

委 員 だから、私どもが云々することはもう出来ないわけですね。それで、2年で任期が、もうあと、数ヶ月です。そうしますと今後の協議会での指定管理者制度に対する進め方は館長はどのようにお考えでしょうか。

館 長 今、お話いただいたような状況ですが、結論的に申し上げるのはご容赦いただきたいのですが、こうやって皆さんが高い意識の中で取組んでいただいている現実を理解しておりますし、継承していきたいと考えております。ただ、現場の責任者として申し上げますが、せっきく皆さんが高い意識の中で取組んでおられる、そういう意識、実績などは継続していきたいと考えておりますので、そこらへんも踏まえ、また条例改正もありましたことで、今この場でこうしますというご回答はご容赦いただきたいと思えます。あくまでも私の立場で言える考え方として、みなさんの取り組みを尊重して行きたいということだけをお話させていただきます。

委 員 分かったような、分からないようなので、私は理解できません。館長さんには館長さんのお考えがあるようなので、そうなりますと館長の意を汲むと改正がそのまま直ぐにそれを踏まえた形での選出には至らない場合もあるということで受け取ったのですが、それでよろしんでしょうか。

館 長 そのことにつきましては、教育長の専決事項でもありますのでこうしますということは言えませんけれども、私としては留任というように出来ればと考えております。お約束は出来ません。

委 員 約束がどうのこうのではなく、ワーキンググループも1回目の報告は出したけれども本格的な審議はこれから始まるところで、解散、御破算というのが議論の進め方としてよろしいのかどうかというのが分からなかったからお聞きしたかった。しかもタイミングよく、教育の現場で関わるような人間でなければ、今やっちゃダメだって条例が出来たわけですね。

館長　そこは、皆さんは過去においてそれぞれの分野の中での位置づけで、委嘱されていますのでご理解を戴きたいと思います。

委員　理解はしていますが、条例というのは言葉が出来上がったら独り歩きしますから、言葉尻を捉えて、今のメンバーはこの条例からいったら合わない人が多いんじゃないかとか言われて、なんで条例が変わったのに図書館はそれを実行しないんだと、今度は逆に館長の立場を悪くするような話も出てくるでしょう。ですから館長のご覚悟を聞いただけです。

委員　あと、運用で一般の方からの募集もクリアできるとおっしゃったんですけれども、そういうことでよろしんでしょうか。

館長　今、私がお話した中でご理解を戴きたいと思います。

委員　公募の委員を入れるのか入れないのか、イエスカノーを聞きたいという話ですよ。

館長　私がお話したのは、この状況の中で、今までの皆さんの取組みを尊重しながら、先ほどもふれましたけれども、出来るならば留任を戴きたいという考えを持っているということです。

委員　そこは、わかりました。こちら側も色々あるから留任すれといわれても出来るか出来ないかわからないわけです。公募はOKなのか。10人の中に公募を入れるということですか。あくまでも10人は固定ですか。

館長　そうです、あくまでも10人は固定です。これは条例でも記載の通りです。それは動かさないということです。

委員　それは、運用になるんですね。その10人の選出方法は、改正後の条例の中にはそこまでは詳しいことは書いていませんので。

館長　運用ということが・・・。

委員　あの～それですね、条例の内容をここで云々したってしょうがないと思うんです。館長の一存じゃないようですので、そこから先も含めて教育長のほうに聞くほうがよろしいんだろうと理解しました。

館長　先ほどからも、申し上げていきますとおり、行政組織の中で動きますので、私の信用という問題もありますが、教育長がどうのという話もありますが、私がここでいえる部分として、ご理解いただきたいのですが、基本的に皆さんはこの条例の枠組みの中でお願ひしております。今後みなさんとの協議になるかと思いますが、当然推薦団体のご

意向もあります。皆さんは推薦団体から推薦を頂いている経過がございますので、皆さんのご意向云々よりも、我々は留任をお願いをしている前提の中で推薦団体の意向を伺いながら進めてまいりたいと考えております。その中で公募ということを謳っていませんが、市民参加条例があるのでそれを適用すれば公募はできるということです。これらを踏まえ全体的に判断していかなければならないと考えています。ご理解を戴きたいのは推薦団体の推薦書を頂いております。そのうえで、皆さんは、この基準の枠組みの中でお願いしているということです。

委員 この問題は、それで結構だと思います。それで、私は館長さんを信頼していないから、ということではないんですよ。誤解のないように。館長さんは誠実に協議会の内容を上に伝えてらっしゃる。ところが、一方通行で上からの方針が伝わらないんです。それを聞きたいと申し上げてるんです。やっぱり協議会は図書館運営の市民の代表ですから、方針は図書館、以前に行政の方針があるはずなんです。それを直接伺いたい、そういう場が無いと結局、行政を無視して話が進まないと思います。そのためには館長さんのお立場をより楽にするために上からお話を聞きたい。上の人の言葉が伝わらなければ仕方ないと思うんですよ。それを是非機会をお作り戴きたいと思うんです。図書館の行政のトップはやっぱり教育長だと思います。実務は部長だと思います。だからこそ、議会でも質問に部長が答えるわけですから。それを直接部長から聞きたいだけです。

館長 説明が悪くて申し訳ないのですが、今私が話している内容については、全て内部で協議をしていることで、言い方や表現の問題はあるかと思いますが、部長、教育長とも同じラインの中にあり、統一された考え方になります。皆さんのおっしゃることはわかりますが、私が個人的に話をしているのではなく、統一された意思ですので、私の説明と全く反対の説明が教育長や部長からあるということにはならないわけです。

委員 そのことは、十分にわかっております。先ほどから本当に言いにくそうにおっしゃっている、それはお立場でしょうから。それだったら上の人だったらその人に責任を持ってもらえばいい。我々も聞きやすい。お立場をよく察しているから、それだったら言いやすい責任のある人に直接に聞けば館長の責任は問われないわけですから。

議長 来ていただける様にしてもらえますね。

館長 昨年から、私は来ないとは言っておりません。

議長 来てもらえるのであれば、それで結構ですので是非その機会をお願いします。それで、結構かと思えます。

委員 この協議会は館長の諮問機関だから、それはそれで理解します。ただ、この問題は市と教育委員会が進めようとしているわけだから、館長の諮問機関である我々が、そ

ういう人達の話を知りたいと求めているだけの話なんです。我々の生の声として話をしたいということだけなんです。諮問するにあたって進めようとしている行政側の人の話をちょっと聞きたいと言っているだけです。

委員 今まで、この話の中で理想の図書館像みたいなことで、まだ、継続して調べたり発表したりした中で、行革プランの中でどういう経過の中で今の苫小牧はこういうビジョンを持って、こういう図書館作りをするために指定管理者制度を導入しようと考えている。ということが、たぶんちゃんあるんだと思うんです。そういうお話を現場のトップから聞いた中で、参考にしながら意見を取りまとめるようにしていきたいと思っているだけなんです。

議長 ですから、私達の要望、願いがあるということを伝えていただきたいと思います。

館長 はい、わかりました。

議長 はい、ありがとうございます。それでは今日の図書館協議会は終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局 本日はお忙しいところ、大変ありがとうございました。

閉会 12:38

資料内容 議事録添付

<出席者>

◎ 委員

松井操人 会長

谷口佳子 副会長

岩田 薫 委員

林 晃平 委員

伊藤文人 委員

岡田房子 委員

中村峰子 委員

◎ 教育委員会

石井之博 中央図書館館長

中村美香 同 副館長

今井章子 同 副主幹

<欠席者>

前嶋フク 委員

小松 太 委員

森 重雄 委員